別表六の二(十六)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「38の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「35の②」）」に、「平・・平・・（別表六の二(十六)「36の②」）／平・・平・・（別表六の二(十六)「37の②」）」を「平・・平・・（別表六の二(十七)「33の②」）／平・・平・・（別表六の二(十七)「34の②」）」に改め、同表の記載要領第二号中「別表六の二（十六）」を「別表六の二（十七）」に改める。

別表六の二(十)の表中「3　内」を「3　」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「41の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「55の②」）」を「成額」に、「平・・平・・（別表六の二(十六)「39の②」）／平・・平・・（別表六の二(十六)「40の②」）」を「平・・平・・（別表六の二(十七)「53の②」）／平・・平・・（別表六の二(十七)「54の②」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「42の②」）」を「調整前（連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「56の②」）」に改め、同表の記載要領第一号中「が租税特別措置法」を「が経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成23年12月旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「租税特別措置法」を「平成23年12月旧措置法」に、「の規定」を「（震災特例法第25条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定」に、「別表六の二(十六)」を「別表六の二(十七)」に改め、同第三号を削る。

別表六の二(十一)付表の表中「措法第68条の12第1項各号の該当号」を「旧措法第68条の12第1項各号の該当号」に改め、同表の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の」を加える。

別表六の二(十一)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「47の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「40の②」）」に、「平・・平・・（別表六の二(十六)「43の②」）／平・・平・・（別表六の二(十六)「44の②」）／平・・平・・（別表六の二(十六)「45の②」）／平・・平・・（別表六の二(十六)「46の②」）」